

苫小牧市消費者被害防止

# ネットワークニュース No.20

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局（苫小牧市市民生活部市民生活課 TEL32-6306）

## 【特定商取引法が改正されました：送り付け商法】

**送り付け商法**：注文していない商品を勝手に送り付け、代金を一方的に請求する悪徳商法です。

**特定商取引法**：事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守る法律です。



送り付け商法について **令和3年7月6日以降**、  
一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になります。

これまでは、一方的に送りつけられた商品であっても、消費者側が処分するまでに14日間商品を保管する必要がありましたが、この度の法改正により、直ちに処分することが可能となりました。

トラブルに巻き込まれないためには、心当たりのない配達や不審な配達はそもそも受け取らないか、一旦、受け取りを保留とし、家族が注文したことが分かった場合に再配達を依頼しましょう。なお、もし受け取ってしまった場合は、次のとおりに対応しましょう。

## 一方的な送り付け行為への対応3箇条

### その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約していないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができます。

### その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。仮にその商品を開封や処分をしても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても応じないようにしましょう。

### その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、**苫小牧市消費者センター（33-6510）**に相談しましょう。

# 親のカードでオンラインゲームに高額課金が急増中！

今年に入り、市内で子どものゲーム課金に関する相談が急増しています。このままのペースで経過した場合には相談件数の大幅な増加が見込まれます。

<b>苫小牧市消費者センター相談件数</b>	<b>昨年度1年間</b>	<b>6件</b>
	<b>今年度4月～6月</b>	<b>5件</b>

夏休み時期を迎え、子ども達がオンラインゲームをする機会が増えることによる被害発生を危惧し、消費者センターでは、教育委員会を通じ小中学生の保護者に向けた啓発リーフレットを配付するなど広く注意喚起しています。

## 事例

カード会社からオンラインゲームの利用料金約8万円の請求があり、驚いて息子に聞くと、ゲームの利用について友達に教えてもらい、無断でカードを持ち出して使ったことを認めた。息子の話では、年齢確認画面を11歳にしたらゲームができないので、20歳以上と入力していた。



## 消費者センターからアドバイス

オンラインゲームは、パソコンやスマートフォン、ゲーム端末機などでソフトやアプリの無料ダウンロードができますが、アイテム購入等には料金が掛かります。子どもがゲームに夢中になり、高額の料金が発生している実感がないまま、親に無断でクレジットカード情報を登録し、支払ってしまうケースなどが問題となっています。

### 【保護者として出来ること】

- ・家庭で、ゲームの利用時間やアイテムの購入などについて話し合い、ルールを決める。
- ・クレジットカードやパスワード、生年月日等の登録情報等の管理は保護者が責任を持つ。
- ・端末に「ペアレンタルコントロール（利用できる機能に制限を掛ける機能）」を設定する。

### 【未成年者の契約について】

- ・クレジットカード決済やキャリア決済では、カード情報や携帯電話のキャリア決済の暗証番号等について保護者の管理責任が問われます。
- ・民法では、「保護者の同意のない未成年者の契約は取り消すことが出来る」とされていますが、成年と偽った利用や保護者の承諾を得ていると申告している場合など、「未成年者契約」が認められない可能性があります。



困ったときやトラブルになった時は、  
1人で悩まず、気軽にご相談ください！！

苫小牧市消費者センター TEL 33-6510  
(平日 8:45～17:15 まで)